商品取引所法改正案の概要

平成16年3月

1. 商品取引所(第2章)

(1)株式会社化

従来の会員制組織(「会員商品取引所」)の他に、株式会社形態(「株式会社商品取引所」)を選択可能にする。(株式会社商品取引所については、第3節)

- ・ 株式会社商品取引所の許可基準として、最低資本金額要件を規定する。(第80条第 1項第1号) <具体的な金額は政令事項>
- 株式会社商品取引所については、株式保有制限(発行済み株式総数の5%)を課す。(第86条)
- ・株式会社商品取引所の場合には、取引資格が与えられるのは、「会員」ではなく、「取引参加者」(以下、「会員」と「取引参加者」を合わせて「会員等」という。)。(第82条)

これに伴い、以下のような規定を整備する。

- 組織変更(会員商品取引所→株式会社商品取引所)及び合併(会員商品取引所と株 式会社商品取引所の合併)についての規定(第5節・第6節)
- ・株式会社商品取引所について欠格条件を課すことに合わせ、会員商品取引所の発起人に関する欠格条件(注)の規定(第15条第2項)
 - (注)現行の会員の欠格条件(現行法24条)に、成年被後見人、被保佐人、清算機関・特定施設 開設者としての許可を取り消された場合等を追加。

(2)会員等資格の拡大

- ・「当業者」として上場商品構成物品のユーザー業者(「使用を業として行っている者」) を追加。(第10条第2項)
- 金融機関等を追加。<政令事項(注)>(注)具体的な範囲として、銀行、保険会社、証券会社等を検討。

(3)会員等の純資産要件

現行制度の運用上、商品取引所は、商品市場ごとに会員の純資産基準額を設定しているが、受託会員については、主務省令で定める商品取引員としての純資産基準額の方が高いため、そちらが下限となっている。(注)

(注)平成10年の法改正以前は、商品取引所の定款上の要件を満たして会員であることが「商品取引員」として主務大臣の許可を受ける前提となっていたため、(当然に)商品取引員の方が加重された要件となっていた。

今回、商品取引員の純資産要件について、商品市場ごとの固定基準額の単純合算制から、①入り口段階の一定額と②個々のリスクベースの純資産額規制比率(維持要件)に変更されることに伴い、各商品取引所の会員等の純資産基準額を見直す必要あり。 <各取引所の定款事項>

(4)取引証拠金の直接預託制度の導入

現行のような、委託証拠金/取引証拠金の二段階構成から、取引証拠金の直接預託制度に変更されることに伴い、その算定・管理方法、会員の破綻の際の違約処理及び委託者への返還手続等につき、規定の整備が必要。<商品取引所の業務規程又は商品取引清算機関の業務方法書>

なお、商品取引所は、預託を受けた取引証拠金について、法令上、一定の区分ごと (注)かつ会員等ごとに、自己の固有財産その他の財産と分別して管理することを義務づける。(第103条第4項、第179条第5項)<詳細は主務省令事項>

(注)主務省令で具体的に定めることとなるが、証券取引法(内閣府令)においては、自己取引分、委託の取引のうち委託者の直接預託分、会員等の差替預託分、取次者の差替預託分等に区分することとしている。

(5)受託業務保証金の廃止

施行日において廃止することとし、施行日前の払渡請求又は商品取引員の許可取消 し等の公告に係る分を除き、会員に返還する。<附則>

(6)アウトハウス型清算機関の選択的導入

定款及び業務規程で定めるところにより、現行の①「取引所を経て」行う決済(第81条第1項)、②インハウス型清算機関による決済(同第2項)に加え、③アウトハウス型清算機関による決済を選択可能とする。(第105条)

(7)受託契約準則の適用範囲の拡大

「受託契約準則」の適用範囲を「商品市場における取引等の受託」(取次ぎを含む)に拡大し、商品取引員(取次ぎのみを行う会員等でない者を含む)は、受託契約準則を遵守しなければならないものとする。(第119条、第216条)

(8)未決済取引に係る決済の決了

	現行法	改正法
①商品取引所からの脱退	取引所の決了義務	変更なし(第113条)
/取引資格喪失の場合		
②取引の停止の場合	取引所の決了義務	変更なし(第114条)
③受託の停止の場合	取引所の決了義務	廃止
④商品取引員の許可取消	取引所の決了義務	当該商品取引員であった者の結了義務
し又は失効の場合		(ただし、本人に決了させることが適当でないと
		認める場合には、商品取引所は他の会員等に
		決了させるものとする。)(第238条)
		※委託者資産の返還義務も規定。

(9)取引高等の公表方法の合理化

【現行】

商品取引所は、毎日の総取引高及び成立した約定価格等を「掲示」し、「最高、最低及び最終の成立した」約定価格等を「公表」しなければならない。(現行法第85条)

【改正】

商品取引所は、毎日の総取引高及び成立した約定価格等(主務省令で定めるもの(注))を「会員等に通知し、公表」しなければならない。(第111条)

(注)主務省令において、ザラバ市場については最高、最低、始値、終値の「四本値」、板寄せ市場については従来通り、各場節の成立価格を対象とする。

2. 商品取引清算機関(第3章)

(1)許可又は承認

クリアリング業務(「商品取引債務引受業」(第2条第12項))について、商品取引所以外は許可制(株式会社であることが必要)とし、商品取引所は承認制(インハウス型でもアウトハウス型でも規制は共通)とする。(第167条、第173条)

(2)清算参加者の要件

商品取引所の取引資格が与えられる「会員等」とは別個の概念として、クリアリングメンバーたる「清算参加者」の概念を設けている。

商品取引清算機関による決済(第105条第2号又は第3号)を行う商品市場について

は、現行の会員の純資産要件(現行法第25条→改正法第99条)(定款)の代わりに、業務方法書において、清算参加者(清算会員等)の純資産要件を定めることとなる。(第174条第1項、第175条第2項第2号)

この清算参加者の純資産要件を満たさなくなった場合には、商品取引清算機関は、当該清算参加者からの債務引受けの停止又は清算参加者としての資格の取消しを行わなければならない。(第174条第2項)

3. 商品取引員(第4章)

(1)許可制度の合理化

- ①商品市場ごと(現行法第126条第2項)、②第一種/第二種の区分(同左)及び ③受託か取次ぎかの区別(注)を廃止し、「商品取引受託業務」(第2条第16項)に対す る許可として一本化する。(現行法第126条→第190条)
 - (注)業務の方法の別(受託か取次ぎか)に係る変更の許可(現行法第131条)を廃止。

※商品取引員の許可制度に関する経過措置

(新法による商品取引受託業務を継続するためには)新法に基づく許可を新法の施行日(平17年4月頃の目途)までに取得することが必要。この場合、施行日前においても、新法に基づく許可の申請をすることができることとし、新法施行と同時に新法に基づく許可が発効。<附則>

(2)純資産要件の見直し

① 純資産要件の合理化

【現行】

商品市場ごとの一定額の単純合算制(現行法第135条)

【改正】

- (i)許可要件(入り口段階):一定額以上の純資産(注1)の保有(第193条第2項)
- (ii)維持要件:個々の商品取引員の取引に関するリスク(注2)に応じた「基準額」 (日々変動)以上の純資産(注1)の保有 (この「基準額」に対する純 資産の比率を「純資産額規制比率」とし、これを120%以上に維持す ることを義務づける。)(第211条)
 - (注1)「純資産」の評価方法については、時価評価を取り入れて厳格化する。 <主務省令等>
 - (注2) 例えば、商品市場における取引(自己取引及び受託取引)に必要な取引証拠金の総額の一定割合。<主務省令事項>
 - (注3) 商品取引所の会員等又は商品取引清算機関の清算参加者としての純資産要件は、

クリアリング能力(決済履行能力)の担保の観点から、別途、商品取引所の定款又は 商品取引清算機関の業務方法書で定めることになる。

② 報告義務等

- (i)商品取引員においては、日々「純資産額規制比率」を管理する。
- (ii)商品取引員は、毎月、「純資産額規制比率調書」(前月末時点の純資産額規制 比率を記載)を主務大臣に提出。ただし、140%<主務省令で規定>を下回った時 点で直ちに報告し、それ以降、毎営業日ごとの純資産額規制比率を届出。(第211 条第1項)
- (iii) 商品取引員は、四半期ごとの純資産額規制比率を公表する。(第211条第3項)
- (iv)監督上の処分(第235条)

純資産額規制比率が120%を下回った場合:業務変更命令

" 100% ": 業務停止命令(3月以内)

(回復せず、かつ、回復の見込みなし)の場合:許可の取消し

(3)証拠金制度の見直し

現行の「委託証拠金」を廃止し、「取引証拠金」制度に一本化する。(第103条、第17 9条) ※預託方法については、別紙参照。

- 【原則】委託者が商品取引所に直接預託(実務上、商品取引員を代理人とする。<主務 省令事項>)
- 【例外】委託者の承諾(書面による)があった場合には、差替預託も可(この場合は、委託者が委託証拠金を取引員に預託し、商品取引員は、預託を受けた委託証拠金以上の額(の自己の財産)を取引証拠金として、取引所に預託する。)。この場合において、「銀行LG」(注1)による預託猶予が可能であるが、商品取引員が主務大臣の承認を受けることが必要(注2)。
 - (注1) 会員等又は取次者が、銀行等と「所要の取引証拠金に相当する金額が商品取引所の指示に応じて当該商品取引所に預託される旨の契約」(現行の受託業務保証金に関する銀行LGと同様)を締結した場合には、取引証拠金の預託が猶予されるというもの。(第103条第7項~第9項)
 - (注2) 商品取引員が承認申請を行い、主務大臣は、「銀行LG」の内容の妥当性及び契約 相手の銀行等の適格性等を確認した上で承認を行う。〈承認申請手続及び承認基 準については主務省令で規定〉

(4)分離保管義務の強化

- ① 分離保管等措置の方法の変更(第210条)
 - (i)信託:現行の指定信託
 - (ii)委託者保護基金(「基金」)への預託(※銀行預託は廃止)

- (iii)銀行等保証:現行の銀行等保証<主務省令で規定>
- (iv)基金保証(基金との代位弁済契約):現行の「基金 LG」に代わる措置<主務省令で規定>

② 分離保管状況に関する報告

委託者資産の分離保管状況の報告(例えば、前月における日々の分離保管状況) について、法律上の義務として明確化。(第224条第2項<主務省令で具体的に規定>)

③ 罰則

分離保管等義務違反及びその報告義務違反に対して罰則を設ける。

- 分離保管等義務違反:2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科 (第361条第1号)、3億円以下の法人重課(第371条第2号)
- ・ 報告義務違反:1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科(第36 2条第10号)、2億円以下の法人重課(第371条第3号)

(5)行為規制

① 適合性原則(第215条)

法律上の義務として明定。

【参考】第215条「商品取引員は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行って委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。」

② 説明義務の法定(第218条)

- ・ 受託契約締結の際の書面交付義務に加え、説明義務を法定する。具体的な説明 事項は、①商品先物取引の仕組み(レバレッジ性)、②損失リスク(預託した証拠金 を超える損失が生ずるおそれがあること)、③「顧客の判断に影響を及ぼすこととな る」事項及び④その他「受託契約の概要」等に関する事項(主務省令で規定)。
- このうち、①~③について説明義務に違反した場合の損害賠償責任を法定。
- ③ 不当な勧誘等の禁止(第214条第5号~第7号)

これまで主務省令で規定していた不当な勧誘行為を法定。

- 委託を行わない旨の意思表示をした顧客に対する再勧誘の禁止
- 顧客に迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘の禁止
- あらかじめ、自己の商号及び商品市場における取引等の勧誘である旨を告げないで行う勧誘の禁止
- ④ 一任勘定取引の一部解禁(第214条第3号)

「委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない」場合について、一任勘定取引を容認。(具体的には、海外からの取引の委託を受ける場合を主務省令で規定。)

⑤ 書面交付義務の電子化(第217条第2項)

契約締結時及び取引成立時における顧客に対する書面交付義務について、顧客の同意がある場合には、電子的な手段による代替を容認。

⑥ 受託契約準則への準拠(第216条)

受託契約準則の遵守を商品取引所の会員の義務から商品取引員(取次ぎの場合を含む。)の義務とする。

(6) 届出事項等の変更(第195条、第197条)

- ・ 破産、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行ったとき、また、主務 省令で定める場合に該当したとき(外国の法令の規定により処分等を受けたとき等) について、届出を義務づける。
- ・ 合併、破産等により会社が解散した場合、商品取引受託業務の承継(会社分割)及び 営業譲渡についての届出を義務づける。また、廃業、合併により商品取引受託業務を 継続しない場合、合併及び破産以外の理由で解散する場合には、その30日前までに 公告等を行い、かつ、その旨を主務大臣に届け出ることを義務づけ、公告後速やかに 委託者の取引を結了し、預託を受けた財産を返還しなければならないことを規定。

(7)兼業業務の届出対象の変更(第196条第1項)

「商品市場における取引及び商品取引受託業務」(附帯業務を含む)以外は届出の対象とし、現行で届出対象外であった当業者業務も対象とすることとする。

(8)合併、会社分割及び営業譲渡に関する制度整備(第225条~第230条)

- ・ 合併、新設分割、吸収分割、営業譲渡について、主務大臣の認可が必要とし、この認可を受けた時点で、商品取引員としての許可を受けたものとみなす。(商品取引受託業務が承継・譲渡される場合に限る。)
- これに併せ、合併の場合の商品取引員の資格の自動承継(現行法第134条)は廃止。

(9)報告書提出義務(第224条)

(現行では主務省令において規定している)「定期業務報告書」(「営業報告書」)、「事故報告書」、「月計残高試算表」、「決算書類」等の提出を法律上の義務とし、同義務違

反に対する罰則を整備(1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科(第362条第10号)、2億円以下の法人重課(第371条第3号))。

(10)外務員の登録(第200条)

商品市場ごとの登録から、市場横断的な登録に一本化。

(11)業務改善命令及び監督上の処分

業務改善命令(受託業務の方法の変更)事由について限定列挙を外し、「商品市場における秩序の維持及び委託者の保護」のため必要があるときは措置できることとし、法令違反行為等についても、これまでの商品市場における取引又は商品取引受託業務の停止、許可の取消しに加え、業務改善命令による対応も可能とすることで、処分メニューを多様化。(第232条)

また、監督上の処分事由として「支払不能に陥るおそれ」(第236条第1項第7号)を 追加。

業務改善・業務停止命令違反に対する罰則を強化。

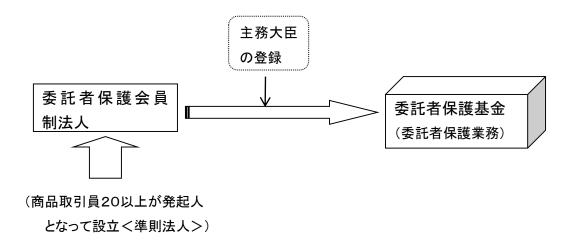
【現行】50万円以下の過料

- 【改正】・業務停止命令違反:2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその 併科(第361条第2号)、3億円以下の法人重課(第371条第2号)
 - ・ 業務改善命令違反:1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその 併科(第362条第11号)、2億円以下の法人重課(第371条第3号)

4. 委託者保護基金(第6章)

(1)委託者保護基金の性格

- ① 「委託者保護会員制法人」は、20以上の商品取引員のみを会員として、商品取引所法の規定する要件及び手続に従って設立される会員組織の社団(準則法人)。(第269条第4項、第273条~第276条)
 - (注)「委託者保護会員制法人」は、成立(登記による)の日から2週間以内に登録申請を行わなかった場合、登録拒否された場合、登録を取り消された場合には、(当然に)解散する。 (第290条)
- ②「委託者保護基金」は、「委託者保護業務」について主務大臣の登録を受けた「委託者保護会員制法人」をいう。(第293条~第297条)
- ③ 商品取引員に対し、委託者保護基金への加入を義務付ける。(第299条)



(2)「委託者保護業務」の内容(第269条第3項)

- ① 一般委託者に対する委託者債権の支払業務(第303条~第307条) 会員の破綻等の場合において、一般委託者債権の弁済(履行)不能により生じる一 般委託者(注)の損失の補償を行う。(1人当たり上限額を設定(「ペイオフ」)する。< 具体的な上限額は政令事項>)
 - (注)支払の対象となる「一般委託者」とは、委託者から商品取引員、商品ファンド業者、証券取引法上の「適格機関投資家」(証券会社、金融機関等)等を除いた者。ただし、一般委託者の計算において行う取引については、商品取引員も「一般委託者」とみなす。
- ② 委託者への迅速な弁済に必要な資金の貸付け業務(「返還資金融資」)(第308条) 分離保管等財産が有価証券で、その換価に時間がかかる場合等に、迅速かつ円 滑な委託者債権の弁済を行うために、一時的に必要になる資金の貸付を行う。
- ③ 委託者資産の保全に関する業務(第309条) 委託者資産分離保管等措置として、委託者資産の預託の受入れ及び管理を行う。
- ④ 委託者債権の迅速な弁済のための業務(第310条) 上記③以外に、委託者債権の迅速な弁済を確保するため、以下のような業務を行う。
 - 信託財産に係る信託管理人としての業務
 - 銀行等と保証契約を締結し、管理する業務<主務省令事項>
 - ・ 会員である商品取引員と(代位)弁済契約を締結し、管理する業務 ※保証的な機能
 ※保証的な機能
- ⑤ 会員破綻時における委託者債権の保全のための業務(第311条) 一般委託者の債権保全のため、委託を受け、一般委託者の代理人として、必要な 一切の裁判上又は裁判外の行為を行う。
- ⑥ 負担金の徴収及び管理(第314条~第315条)

弁済原資の確保の観点から、会員に対し、弁済基金の造成の負担金の納付を義務づけ、その管理を行う。

⑦ 上記各業務に付帯する業務

(3)財務及び会計

法律上、商品取引員に「負担金」の納付を義務づけ、「委託者保護資金」に充当する。 この委託者保護資金は、上記①委託者への支払業務及び②返還資金融資にのみ使 用する。(これ以外の経費は、会費等別途の収入から充てる。)(第313条)

※委託者保護基金制度の導入に関する経過措置

- ① 委託者保護会員制法人の設立準備(附則第18条) 委託者保護会員制法人の発起人又は会員になろうとする商品取引員(新法の許可を受けた 者に限る)は、新法施行前においても、委託者保護会員制法人の設立準備(創立総会、委託者 保護業務についての登録の申請等)を行うことができる。
- ② (社)商品取引受託債務補償基金協会からの業務及び財産の承継(附則第19条) 商品取引受託債務補償基金協会(「旧基金」)と委託者保護会員制法人との合意により、継続 中の旧基金の業務(施行日前に生じた弁済事故の処理等)及びその資産及び負債について、主 務大臣の認可を受けて、一括承継することができる。登録前の委託者保護会員制法人への承継 については、当該会員制法人が登録を受けて委託者保護基金になった時点で効力が発生し、同 時に旧基金は解散することとする。

5. OTC(取引所外市場)

(1) 商品市場類似施設の開設に係る規制の緩和

【現行】

非上場商品の「仲間市場(当業者の自己取引のみから成る市場)」のみ、第8条(商品市場類似施設の開設の禁止)の適用除外として認められている。

【改正】

上記に加え、上場商品・非上場商品について、当業者、金融機関の自己の計算による相対取引の仲介施設(注)を許可制の下で認める。

- ・「第一種特定商品市場類似施設」: 非上場商品についての取引(第332条~第34 1条)
- ・「第二種特定商品市場類似施設」: 上場商品についての取引(第342条~第345 条)

- (注) 許可制の対象となる施設については、取引所と同様の取引方法は認めず、相対取引の仲介として、当事者間の交渉に基づき価格等を決定する方法に限定する。
- (2)店頭商品先物取引に係る規制の緩和

【現行】

第145条(相場賭博罪)の適用除外として認められてきた「店頭商品先物取引(商品取引所が開設する商品市場における相場を利用した差金決済を目的とする取引)」は、当業者を相手とした取引に限定されている。

【改正】

当業者から引き受けた価格変動リスクを再へッジするために必要な限度において、 店頭商品先物取引業者間の取引を認めることとする。(第349条)

6. 施行期日

「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」から施行することとする。具体的には、平成17年4月1日を目途とする。

【参考】証拠金等に関する対照表 ※は経過措置の概要。

現行法	改正法	
会員信認金(第38条)	「信認金」に名称変更	
取引証拠金(第79条)	委託者からの直接預託を原則とする新「取引証拠金」に切り替え	
	※現行の取引証拠金(自己取引分)は、会員等が預託する(新)取引	
	証拠金(自己取引分)とみなす。	
特別担保金(第84条の2)	変更なし(「商品取引所を経て」決済を行う取引所のみ預託可)	
特別清算負担金(第81条第	廃止(商品取引清算機関による決済を行う場合は「清算預託金」に切	
3項)	り替え)	
	※商品取引清算機関として承認を受けた商品取引所における特別	
	清算負担金(清算参加者分に限る)は、清算預託金とみなす。	
委託証拠金(第97条)	新「取引証拠金」に統合され、法律上は、差替預託の場合の新「委託	
	証拠金」のみ規定。	
	※現行の委託証拠金は、原則として新「取引証拠金」(直接預託分)	
	とみなし、商品取引員から商品取引所に(再)預託させるものとする。	
受託業務保証金(第97条の	廃止	
2~)	※施行日前の請求・公告に係る分を除き、施行日において返還(実	
	際には取引証拠金の預託とみなし、差額のみ授受。)	